

食品用器具及び容器包装の原材料に使用される 再生プラスチックの衛生管理について

1. 経緯

我が国では、ポリエチレンテレフタレート製容器包装をはじめとしたプラスチック容器包装のリサイクル事業が推進されている。リサイクル材料の食品用器具および容器包装への使用においては、原料となる使用済みプラスチックに混入する汚染物質が最終製品に残存して食品中に移行しないよう、その安全性については十分に配慮がなされなければならない。そのため、厚生労働省では平成 24 年 4 月 27 日に「食品用器具および容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針」（以下「再生プラスチック指針」という。参考資料 3-1 参照。）を策定している。

一方、令和 2 年 6 月より器具・容器包装のポジティブリスト制度が導入されたところ、ポジティブリスト制度を踏まえた上でのリサイクル材料の扱いが課題となっていた。（令和 3 年 1 月 14 日の本部会で報告。参考資料 3-2 参照。）

令和 5 年 4 月 13 日に実施した本部会において、ポジティブリスト改正後のリサイクル材料の扱いに関して、食品衛生法施行規則第 66 条の 5 第 2 項（適正製造管理基準）に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要なリスク管理の内容を新たな指針案として整理することとしていた。

2. 対応状況

ポジティブリスト制度を踏まえた上でのリサイクル材料の扱いの課題について、新たな指針案を作成する方針とし、業界や専門家を交えて検討（参考資料 3-3 参照）を行い、別紙 3 のとおり原案が取りまとめられたところ。

新たな指針案では、化学的再生処理及び物理的再生処理についてそれぞれのリスク管理を明確化し、食品衛生法施行規則第 66 条の 5 第 2 項の規定に対応したものである。

3. 今後の方針

本部会后、新たな指針案については厚生労働省より都道府県、保健所設置市、業界団体等に通知し、この指針を踏まえて適正製造管理の原材料管理を行うよう周知徹底を図る。

また、再生プラスチック指針については廃止する。